

平成 年 月 日	整理番号	事務所	県法人番号	申告区分
----------	------	-----	-------	------

受付印

平成 年 月 日
群馬県知事 あて

法人番号 申告年月日
年 月 日

所在地 <small>(本県が支店等の場合は本店所在地と併記)</small> (電話)	事業種目
(ふりがな)	前期末現在の資本金の額 又は出資金の額 <small>(兆 十億 百万 千 円)</small>
法人名	前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額
(ふりがな)	前期末現在の 資本金等の額
代表者氏名印	経理責任者氏名

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの事業年度分又は道府県民税の
連結事業年度分の事業年度分又は道府県民税の
地方法人特別税の予定申告書 ※

事業税				道府県民税				
前事業年度の事業税額 (41)の金額	18	兆 十億 百万 千 円	0.00	前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (17)の金額	1	兆 十億 百万 千 円	0.00	
所得割額 (42×前事業年度の月数)	19		0.00	予定申告税額 (1)×前事業年度又は前連結事業年度の月数	2		0.00	
付加価値割額 (43×前事業年度の月数)	20		0.00	この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	3		0.00	
資本割額 (44×前事業年度の月数)	21		0.00	この申告により納付すべき法人税割額 ②-③	4		0.00	
収入割額 (45×前事業年度の月数)	22		0.00	均等割額 算定期間中において事務所等所有していた月数	5		月	
地方法人特別税	23		0.00	円×(5/12)	6		0.00	
地方法人特別税額 (23×前事業年度の月数)	24		0.00	この申告により納付すべき道府県民税額 ④+⑥	7		0.00	
予定申告税額 (19+20+21+22+24)	25		0.00	前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細	8			
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び地方法人特別税額	26		0.00	前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細	9			
この申告により納付すべき事業税額及び地方法人特別税額 25-26	27		0.00	道府県民税の特定寄附金税額控除額	10			
前事業年度の事業税額・地方法人特別税額の明細				道府県民税の特定寄附金税額控除額				
摘要				摘要				
所得金額総額 28		兆 十億 百万 千 円		外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	11			
所得金額 29		兆 十億 百万 千 円		外国の法人税等の額の控除額	12			
付加価値総額 30		兆 十億 百万 千 円		仮装経理に基づく法人税割額の控除額	13			
付加価値額 31		兆 十億 百万 千 円		租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	14			
資本金等の額総額 32		兆 十億 百万 千 円		納付すべき法人税割額 ⑨-⑩-⑪-⑫-⑬-⑭	15			
資本金等の額 33		兆 十億 百万 千 円		⑯のうち特別控除取戻税額等又は個別控除取戻税額等に 係る法人税割額	16			
収入金額総額 34		兆 十億 百万 千 円		差引法人税割額 ⑮-⑯	17			
収入金額 35		兆 十億 百万 千 円		法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	52			
合計事業税額 29+31+33+35	36			この申告の期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
平成28年改正法附則第5条の控除額	37			前事業年度又は前連結事業年度の期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
事業税の特定寄附金税額控除額	38							
仮装経理に基づく事業税額の控除額	39							
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	40							
納付すべき事業税額 36-37-38-39-40	41			備考				
④の内訳								
所得割 42		兆 十億 百万 千 円						
付加価値割 43								
資本割 44								
収入割 45								
摘要				摘要				
所得割に係る地方法人特別税額 46		兆 十億 百万 千 円	0.00					
収入割に係る地方法人特別税額 47			0.00					
合計地方法人特別税額 (46+47)	48							
仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額	49							
租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額	50							
納付すべき地方法人特別税額 48-49-50	51							
				関与税理士署名押印	(電話)			

(事業税)

(地方法人特別税)